

広報ふたば



【表紙写真】春を運ぶ、双葉ダルマ。。。 (双葉町産業交流センター)

町民の皆さまへ

令和3年の新しい年を迎えてから早いもので1カ月が過ぎ、寒さの中にも日脚が伸びてどことなく春の訪れを感じる季節を迎えました。

昨年からの新型コロナウイルスの感染拡大が収まることなく感染者が急増し、1都3県（東京、埼玉、千葉、神奈川）に1月8日から2月7日までの間、2度目となる緊急事態宣言が発令されました。さらに13日には7府県（大阪、京都、兵庫、愛知、岐阜、栃木、福岡）にも緊急事態宣言が発令されました。また、福島県は、県内の感染状況がステージ3相当となったことから独自に新型コロナウイルス緊急対策として、「県民の不要不急の外出自粛」「飲食店の営業時間短縮」などの協力要請を行いました。町民の皆さまにおかれましては、避難先自治体から発信される情報に十分ご留意いただくとともに、感染防止対策に万全を期していただくようお願いいたします。

1月4日の仕事始めには、町の復興と町民の皆さまのご健康とご多幸、新型コロナウイルス感染症の一日も早い収束を祈願し、双葉ダルマに目入れを行いました。また職員に対し、令和4年春頃の特定復興再生拠点区域内の避難指示解除と住民帰還を目標としていることから、拠点区域内の放射線量の低減や生活環境・インフラの整備など、町に戻って生活できる環境整備に取り組んでいるところでありますが、およそ1年という限られた時間しか残って

いないという状況を踏まえ、職員も一人ひとりが覚悟をもって与えられた業務を遂行するとともに、各課連携のもと「ワンチーム」となつて取り組むよう、また、町民の皆さまに行政サービスを提供している私たちが新型コロナウイルスに感染しないようさらなる自覚と感染予防のための取り組みを徹底するよう、訓示を行いました。

1月8日に東京電力ホールディングス（株）福島復興本社の大倉誠代表がいわき事務所に来庁されました。その際に佐々木清一町議会議長とともに双葉町として要求書を手渡したところです。（主な内容は、本ページ下段に掲載してあります）

新型コロナウイルスの感染が再び拡大傾向にあることから、今年は新年を迎えての恒例行事である双葉町成人式を延期、賀詞交換会を中止、双葉町ダルマ市も中止となりましたが、1月9日、有志の皆さまにより双葉ダルマの販売会が双葉町産業交流センター前の広場で開催されました。天候にも恵まれ、双葉町消防団第二分団員による巨大ダルマ引きも震災後初めて町内で行われました。伝統を後世につなげていきたいという有志の皆さまの熱意に心から感謝申し上げます。

今年の冬は、暖冬だった昨年の冬と違い新潟県や北陸地方で、記録的な大雪となり大きな被害に見舞われました。寒さはまだまだ続きますので体調管理には十分留意されるとともに、新型コロナウイルス感染症対策にご家族の皆さままで取り組まれますようお願いいたします。

双葉町長 伊澤 史朗

東京電力へ原子力損害賠償の 完全実施などを要求

1月8日、東京電力ホールディングス（株）福島復興本社の大倉誠代表が新年のあいさつに双葉町いわき事務所を訪れ、伊澤史朗町長と佐々木清一町議会議長から「福島第一原子力発電所の廃炉、原子力損害賠償の完全実施及び復旧復興への協力に関する要求書」を手渡しました。

廃炉については、安全・安心かつ確実な作業の実施、安全対策及び品質確保の徹底、迅速かつ分かりやすい情報提供、放射性廃棄物については、町の復興の妨げとならないような取扱いを求めました。原子力損害賠償では、長期避難

による町民の精神的・経済的苦痛と他町とはステージが異なる町の事情を踏まえ、これまでの町・町議会からの要求に対する早急な対応や、指針に明記されていない損害への幅広い対応及び将来にわたる削減時効を援用しないことを新しい総合特別事業計画で明確に示すことなどを要求しました。



▲要求書の全文はこちらからご覧いただけます（タブレット・スマートフォン用QRコード）



福島県知事が町内を視察

昨年12月18日、内堀雅雄県知事が町内の復興状況等の視察を行いました。

JR双葉駅のこ線橋から駅西側地区の整備状況等を視察した内堀知事は「震災から10年が経とうとしている今でも双葉町の復興はまだ序章で、駅西側地区の整備でこれからやっと復興の本格始動のスタートラインに立とうとしている大事な期間です。福島県としても最大の協力をしていきたい」と述べられました。

内堀知事に駅西側地区の計画や概要を説明した伊澤史朗町長は「帰還を希望している方の多くは高齢者の方です。高齢者の方が安心して双葉町に戻ってこられるように駅西側地区への医療施設の整備に福島県として協力いただきたい」と強く要望しました。



百歳賀寿 おめでとうございます



渡部キノヨさん（長塚二）
1月7日にめでたく満百歳を迎えられました。
皆さまに支えていただき、百歳を迎えることができました。ありがとうございます。
長男 渡部 正義

今泉春雄さん（長塚二）が受賞

永年にわたりスポーツ少年団の指導にあたり青少年の健全育成に尽力したとして、今泉春雄さんが福島県スポーツ少年団から永年表彰を受賞され、昨年12月16日、伊澤史朗町長から表彰状が伝達されました。伝達を受けた今泉さんは「子どもたちを健全に育成する使命感があります。体力が続く限り指導を続けていきたいです」と話されました。



双葉町人権擁護委員に 井戸川則隆さん（鴻草）が 就任されました

任期

令和3年1月1日から
令和5年12月31日
までです。



矢森洋一さん（長塚二）が受賞

スポーツ推進委員として永年にわたり生涯スポーツ振興に貢献したとして、矢森洋一さんが東北地区スポーツ推進委員功労者表彰を受賞され、昨年12月22日、いわき事務所において伊澤史朗町長から表彰状が伝達されました。



新成人へのメッセージ

人とのつながりを大切に

双葉町長 伊澤 史朗

晴れて成人の日を迎えられました62名の皆さま、ご成人誠にめでとうございます。

多くの夢と希望に満ち、洋々たる新成人の皆さんに対し、心からお祝いとお喜びを申し上げます。

また、皆さんをこれまで深い愛情をもって、健やかに育ててこられました保護者の方やご家族の皆さまに、心からのお祝いと深甚なる敬意を表する次第です。

月日の経つのは早いもので、東日本大震災の発生から今年3月で丸10年が経とうとしており、ふるさと双葉町を離れてから10回目の成人の日を迎えました。新成人の皆さんは、東日本大震災の発生当時、小学4年生でした。皆さんが過ごした双葉南小学校・北小学校では、昨年ようやくランドセルや体操着などの私物を希望する方にお渡しすることができましたが、今もなお校舎には震災発生時の状況がそのまま残されています。震災さえなければと残念に思う一方、逆境を乗り越え、心身共に強くたくましく成長された皆さんの姿を、心強く感じる次第です。

さて、新年を迎えても新型コロナウイルス

イルス感染症の世界的な蔓延が収まらない中、社会人になられた皆さんや大学等に進学された皆さんの生活・経済にも大きな影響を及ぼしていると思います。私たちには感染拡大を予防するため、新しい生活様式が求められ、人とのリアルに会うことが難しくなっております。いつでも会えた友達ともパソコンやスマートフォンなどのコミュニケーションを取るのが普通になりました。このように人とのやりとりの方法が変わろうとする一方で、変わらないのは人とのつながりの価値です。そして世界は今、新型コロナウイルスがもたらした危機に直面しており、今後も経済の大きな変動や自然災害など、予測不能な危機や変化は様々な形で訪れることが予想されます。このような不安定な時代こそ人とのつながりやその健康を支え、新たな挑戦への力を与えてくれるものと確信しております。

JR双葉駅舎の東西自由通路が完成し、それに合わせて避難指示解除準備区域と双葉駅周辺の一部区域の避難指示解除、特定復興再生拠点区域内の通行の規制緩和が行われました。また昨年秋には、中野地区に福島県のアーカイブ拠点施設「東日本大震災・原子力災害伝承館」や双葉町産業交流センター、県の復興祈念公園の一部が完成し、多くの来場者でにぎわっております。復興に向けて大きく歩みだした1年でありました。そして、来年、令和4年春頃の特定復興再生拠点区域全域の避難指示解除と住民帰還を目指して双葉町復興まちづくり計画に基づき帰還環境の整備を進めております。

このように、町の復興・再生に向けて着実に事業を進めておりますが、新しいまちづくりには、多くの知恵や創意・工夫が必要です。そして、町を再生持続させるためには、特に「若い人材」が不可欠です。皆さんには、是非まちづくりに積極的に参加していただき、皆さんが誇れる自然豊かで歴史・文化の薫る「ふるさと双葉町」の再生に向けて大きな役割を担っていただきたいと思っております。そして皆さんのふるさとである双葉町への関わりを持続けていただくことを期待します。

結びに、皆さんのますますのご活躍とご健勝をお祈りし、メッセージといたします。

志操堅固

双葉町議会議長 佐々木 清一

新成人となられた62名の皆さまに対して、議会を代表して心よりお喜びとお祝いを申し上げます。

東日本大震災と東京電力福島第一原子力発電所の事故で、全町民が避難を強いられ、本年3月には10年が経過します。今もなお全国42都道府県で、辛く厳しい避難生活を送られております町民の皆さまに対し、心よりお見舞いを申し上げます。

成人を迎えられた皆さまにとって平成23年3月11日は、先輩の6年生の卒業式を迎える準備と自分達が小学4年生から5年生になる、小学校の高学年としての自覚と自身の勉学や将来の夢と希望に満ちた新しい生活をスタートさせる大変多感な時期に、未曾有の大震災、さらに原発事故を体験されました。

この複合災害によってご家族と双葉町を離れ、生活環境も一変し、親しい友人とも別れ、これから夢と希望を抱いていたご自身はもとより、ご家族の皆さまにとっても、避難先でどんなに辛く大変な日々を過ごされたことを思うと、とても心が痛みます。

このような状況の中、立派に新成人となられました皆さまに對しまして、私から「志操堅固」という言葉をお送りいたします。

この言葉は「自分の志・考えや主義を堅く守る、初志を全うする」という意味があります。



これからの人生、進む道に不安などを感じることもあるでしょう。そんな時に、この言葉を思い出してください。そして、これからの人生を力強く前に進み、自己研鑽を積まれるよう心から願っております。

町は、来年春頃の特定復興再生拠点区域の避難指示解除を目指し、復旧・復興に向け、全力で取り組んでいるところであります。今後、双葉町は新たなステージに入ります。皆さまには町の復興を見守っていただければと思います。そして、1人でも多くの成人者の皆さまに、双葉町の新たな歴史を共に歩んでいただければ幸いです。

結びに、新成人を迎えられた皆さま一人ひとりの将来に希望が満ち溢れ、輝かしい人生になることを願うとともに、併せて、今後のご活躍をお祈り申し上げます。

切磋琢磨

双葉町教育委員会教育長 舘下 明夫

晴れて新成人を迎えられました皆さまに、心よりお祝いを申し上げます。

東日本大震災及び東京電力福島第一原子力発電所の事故より令和3年3月で丸10年を迎えますが、あの震災以来、生活が一変し不安を抱えての生活により大変ご苦労された事と推察申し上げます。離れ離れとなった友達との思い出を胸に、慣れない土地での多くの困難を乗り越えられた皆さん一人ひとりに、改めて拍手とエールを送りたいと

思います。その陰には、家族の支えはもちろん、多くの人との出会いと誠意あるご支援をいただいた方々との深い絆があったことも忘れてはいけません。

成人という節目は、成長した自分を振り返り、成人としての自覚と責任を確かめる人生のターニングポイントとも言えるべき場面だと思います。精一杯の努力とチャレンジ精神を忘れず、新たな人生を力強く歩んでほしいと願っております。

現在、双葉町は復興と新たな町づくりに向けて大きく踏み出し、人の流れが生み出されてきております。近い将来、新成人の皆さんも新しい町づくりに関われる機会が訪れると考えます。自己実現を目標に努力する際、忘れてならないのは、人と人との繋がり、そして出会いが、新たなものを創造するステップとなるということです。利他主義を貫き感謝と思いやりを持って、仲間との協働を軸に、今後の社会貢献についてコーディネートすることが成人の節目を迎えることだと思っております。

「学ぶとは、素直になること。教えるとは、未来を語ること」という言葉がありますが、自分に素直に、そして前向きに学び、多くの仲間と切磋琢磨することが、明るい未来を築く大きな原動力となると信じております。ぜひ、皆さんが大きく羽ばたき社会に貢献するとともに、新しい双葉町の創成に寄与することを期待申し上げます。

最後に、皆さまの前途に幸多からんことをご祈念申し上げ、成人のお祝いの言葉といたします。

令和3年 成人式延期のお知らせ

令和3年1月3日(日)に開催を予定しておりました「令和3年双葉町成人式」は、開催に向け準備を進めてまいりましたが、新型コロナウイルス感染症の全国的な拡大に歯止めがきかず、福島県内においても連日感染者が出ていることを鑑み、双葉町もやむを得ず延期することといたしました。

今後の日程につきましては、ゴールデンウィーク期間中の5月1日(土)で検討を進めておりますが、決定次第改めて新成人者ならびに保護者の皆さまへお知らせいたします。

新型コロナウイルス感染症にかかる今後の動向や対応方針により、開催については再度変更する可能性がありますので、ご了承くださいますようお願い申し上げます。



双葉町内で犯罪被害に遭った場合の対応について

双葉町内では、特定復興再生拠点区域内の立入規制が緩和されたことにより、車両や人の往来が大変多くなっております。このため、町では巡回パトロールや防犯カメラ等を設置するとともに、双葉警察署と連携しパトロール強化等の防犯対策を強化しております。

双葉町内のご自宅で窃盗等の被害に遭われた場合には、「110番」通報や双葉警察署浪江分庁舎（☎0240-34-2141）への連絡をお願いします。

【問い合わせ先】 住民生活課 ☎0246-84-5206

双葉警察署浪江分庁舎刑事生活安全課 ☎0240-34-2141

双葉町消防団町内巡回活動等の開始について

双葉町消防団では、東日本大震災及び東京電力福島第一原子力発電所事故以降、全国各地に団員が避難していることから、定期的な町内での消防団活動を実施することが難しい状況にありましたが、令和4年春頃の特定復興再生拠点区域全域の避難指示解除を目標として、配水管の復旧が進み一部の消火栓が使用可能となったことから、令和2年12月19日（土）より避難指示解除区域及び特定復興再生拠点区域内での定期的な消防団巡回活動等を開始いたしました。

当面の主な活動内容として、消防ポンプ車等の機械器具の点検、防火水槽や消火栓等の消防水利の確認、火災啓発等の町内巡回活動を予定しております。

少しずつではありますが、消防団活動を再開させることにより、住民の方々が安心して帰還できるよう、地域防災の要として、今後も消防団活動を実施してまいります。



東日本大震災双葉町追悼式のお知らせ

平成23年3月11日に発生した東日本大震災により亡くなられた方々への哀悼の意を表すため追悼式を開催いたします。

・日時：令和3年3月11日（木）

開場 … 午後1時30分

開式 … 午後2時30分

・場所：双葉町産業交流センター 大会議室
（双葉町大字中野字高田1番地1）

・内容：黙とう、町長式辞、追悼の辞、献花

・その他：ご遺族、招待者の方がご参列いただけます。
無宗教形式で行います。

ご供花、ご供物、ご香典などは辞退申し上げます。

会場内での新型コロナウイルス感染拡大防止のための対策に取り組みますので、ご参列される皆さまにおかれましても、感染防止対策へのご理解とご協力をお願いいたします。

なお、新型コロナウイルス感染症拡大の状況を踏まえ、式典の規模を縮小し開催する場合がありますので、予めご了承ください

【問い合わせ先】 住民生活課 ☎0246-84-5206

「生活サポート補助金」臨時相談窓口を開設します

「生活サポート補助金」の申請について受付相談できる臨時相談窓口を次のとおり開設します。

提出書類の書き方や受付申請できる内容などを対面で相談できますので、お気軽にご来場ください。

なお、新型コロナウイルス感染症の感染防止の観点から、電話による事前予約制としますので、生活サポート補助金コールセンター（フリーダイヤル 0120-280-707）へお申し込みください。

■ 日程（※時間はいずれも、9:30～16:45 お一人様45分程度） ※11:45～13:00を除く

月 日	地 域	会 場	時 間
2月20日(土) 2月21日(日)	郡山市	双葉町郡山支所（1階会議室） 福島県郡山市朝日1丁目20番地2号 ☎024-973-8090	① 9:30～10:15 ② 10:15～11:00 ③ 11:00～11:45 ④ 13:00～13:45
2月27日(土) 2月28日(日)	加須市	町民交流施設「ふたば交流広場」 埼玉県加須市上種足16番地2 ☎0480-53-5882	⑤ 13:45～14:30 ⑥ 14:30～15:15 ⑦ 15:15～16:00 ⑧ 16:00～16:45

※感染拡大の状況により、やむを得ず中止とさせていただく場合がありますので、ご了承ください。

※いわき事務所においても常時相談を受け付けております。8:30～17:00（土・日・祝日を除く）

【問い合わせ先】 生活支援課 ☎0246-84-5419

生活サポート補助金（平成30年度分）の申請期限は令和3年3月31日です。

平成30年度分の生活サポート補助金について、補助金交付申請受付期限は、令和3年3月31日までとなっております。令和3年4月1日以降は申請を受け付けることができませんので、まだ申請されていない世帯の皆さまについては、お早めに申請いただきますようお願いいたします。

平成30年度分の生活サポート補助金が未申請となっている避難先の世帯代表者さまには黄色の封筒でお知らせをお送りしておりますので、必ずご確認くださいませようをお願いいたします。

なお、申請についてお困りのことがありましたら、下記コールセンターへご連絡ください。

生活サポート補助金コールセンター

- フリーダイヤル：0120-280-707
- 受付時間：9:00～18:00
（土・日・祝日を除く）

生活サポート補助金相談窓口

- 開設場所：双葉町いわき事務所
生活支援課内
- 受付時間：8:30～17:00
（土・日・祝日を除く）

被災者生活再建支援金の申請期間が延長されました

東日本大震災で生じた自然災害（津波や地震）により、居住する住宅が全壊するなど生活基盤に著しい被害を受けた世帯に対し、生活再建のために支給される被災者生活再建支援金の申請期間が1年延長されました。申請期間は、令和4年4月10日までとなります。

【問い合わせ先】 生活支援課 ☎0246-84-5419

町県民税申告・所得税の相談

町県民税の申告は、令和3年度の町県民税を正しく算定する基礎となるほか、国民健康保険税、介護保険料、後期高齢者医療保険料の算定や各種福祉施策などの資料となるなど重要な手続きです。

町県民税申告受付と所得税の相談を下記の日程で行います。

申告期間中に町指定の会場に来られない方は、最寄りの税務署の申告会場をご利用ください。詳しくはP10の「相馬税務署からのお知らせ」をご覧ください。

お持ちのパソコンやスマートフォンを用いてご自宅等から申告することも可能になります。詳しくはP10「相馬税務署からのお知らせ」をご覧くださいの上、会場の混雑緩和にご協力をお願いいたします。

申告受付日程

日 時（土、日曜日を除く）	会 場	受付時間
2月15日（月）～2月19日（金）	双葉町郡山支所 （1階会議室、2階大会議室）	9:00～11:30、13:30～16:00 （ただし、2月19日は15:00終了）
2月22日（月）～2月26日（金） ※2月23日（火・祝）は休み	双葉町埼玉支所 （加須市プラザきさい3階304会議室） ※支所（2階）の真上になります	9:00～11:30、13:30～16:00 （ただし、2月26日は14:30終了）
2月24日（水）～2月25日（木）	双葉町コミュニティーセンター （2階研修室）	9:30～11:30、13:00～15:00
3月 1日（月）～3月15日（月）	双葉町いわき事務所 （1階中会議室、多目的ブース）	9:00～11:30、13:30～16:00

※担当者が順番にご案内しますので、会場到着の際は受付名簿の記入をお願いします。郡山支所・いわき事務所においては原則受付会場を選ぶことはできません。

※来客状況、申告内容により長時間お待たせする可能性をあらかじめご承知ください。

新型コロナウイルス等感染症対策について

会場内の感染予防のための対策に取り組みますので、来場される皆さまにおかれましても、ご理解とご協力をお願いいたします。

● 新型コロナウイルス等感染症対策

- （1）受付名簿記載台にて手指等消毒液を設置いたします。会場入場に際し、検温を実施します。
- （2）受付担当者はマスクを着用の上、申告相談は対面にアクリル板を設置、または、担当者がフェイスシールドを着用します。
- （3）会場内の机・椅子の消毒、換気を定期的に行います。
- （4）会場付近が混雑する場合は、間隔をあけていただくための場内整理等にご協力をお願いいたします。

● 申告会場に来場される皆さまへのお願い

- （1）会場内、及び会場付近ではマスク等の着用をお願いいたします。なお、各会場とも期間内の前半ほど混雑する傾向がありますので、ご考慮いただければ幸いです。
- （2）受付名簿記載台に設置されている、またはご持参されている手指等消毒液での消毒を確実に行ってください。
- （3）周りの方との距離を保ち、会場外では会話等は必要最小限となるよう、ご協力をお願いいたします。
- （4）発熱や体調不良が続く場合にはあらかじめかかりつけ医や受診・相談センターなどへご相談ください。

申告対象者

令和3年1月1日現在、双葉町に住民登録されている方は、原則として町県民税の申告をしなければなりません。ただし、次の1～3のいずれかに該当する方は町県民税の申告をする必要がありません。

申告が不要な場合

1. 税務署で所得税の申告をされた方
2. 給与収入のみで昨年中に事業所の年末調整が済んでいる方
3. 扶養家族（被扶養者）となっている方（ただし、住民登録が町外の方の扶養となっている方は申告が必要です）

※公的年金の受給者の方向けに、申告対象者に係る別紙フローチャートを本紙に同封しております。ご参照の上、申告の要不要についてご確認ください。

※上記以外で収入がなかった場合、収入がなかった旨を町戸籍税務課までお知らせください。ご連絡がないと、収入の有無を正しく判断できないため、所得の証明書の発行や国民健康保険税、介護保険料の算定に支障をきたす場合があります。また追って収入状況の確認を取らせていただくことがありますのでご注意ください。障害者年金、遺族年金などの非課税所得のみの方も同様にお知らせください。

申告相談受付に必要なもの

所得に関するもの

- 給与や年金の収入がある方…源泉徴収票・支払明細書など
- 事業・不動産所得がある方…収入や経費がわかる各種帳簿及び領収書など（収支内訳書を作成のうえ持参してください）
- 農業所得がある方…農産物出荷証明書、収入や経費がわかる各種帳簿及び領収書（収支内訳書を作成のうえ持参してください）
- 一時所得（生命保険満期返戻金など）・配当所得（株式の配当など）・就労不能損害がある方…支払明細書など
- 雑所得（シルバー人材センター配分金・個人年金など）がある方…支払明細書など
- 譲渡所得（土地・家屋などの売買）がある方…売買契約書、申出・買取・収用証明書など

所得控除に関するもの

- 社会保険料控除を受ける方…令和2年中に支払った国民年金保険料などの証明書
- 生命保険料、地震保険料控除を受ける方…控除証明書
- 医療費控除を受ける方…領収書（受診者別、医療機関別にわけて支払額を計算し持参してください）、医療費を補てんする保険金等の明細書
- 障害者控除を受ける方…身体障害者手帳や精神障害者保健福祉手帳など
- 寄附金控除を受ける方…寄附金受領書など（ワンストップ申請書を5カ所以内で提出済みの方は申告不要です）
- 住宅借入金等特別控除を受ける方…登記事項証明書（法務局発行）、売買契約書または請負契約書（家屋の取得年月日、床面積、取得価格を明らかにする書類）、住宅取得資金に係る借入金の年末残高証明書（金融機関発行）など

その他持参いただくもの

- 印鑑（所得税の口座振替納付を希望される方は、金融機関名、口座番号、届出印鑑）
- 還付金振込先の金融機関及び口座番号（申告者名義のもの）のわかるもの（所得税が還付になる方の場合）
- 申告書にマイナンバーの記載が必要となっております。マイナンバーカードまたはご本人のマイナンバーが確認できる書類（通知カード等）及び記載したマイナンバーの持ち主であることを確認できる書類（運転免許証、公的医療保険の被保険者証等）が必要となりますので、忘れずにご持参ください。
- 税務署から事前に申告書等の用紙または「確定申告のお知らせ」ハガキが送付されている方は、受け取った方は忘れずにご持参ください。
- 申告書等の用紙は最寄りの税務署または1月末以降は町戸籍税務課にもございます。町からの郵送を希望される場合はお手数でも下記問い合わせ先までご連絡ください。

※所得税の申告にあたり、税務署に向けてe-Tax（イータックス）での確定申告書データ送信を行います。会場での利用者識別番号の取得にご協力いただきますよう、よろしくお願いいたします。

※令和2年中に合意等が成立した東京電力HD(株)から支払を受けた賠償金のうち、農業損害の減収分に対するもの、給与等の減収分に対する就労不能損害などは申告が必要となりますので、内訳等が記載された書類を必ずご持参ください。

※各会場とも来所された方を長時間お待たせしないため、必要書類がない、事前記入がされていないなどの場合に再度の来所をお願いする場合がありますので、ご了承をお願いいたします。

確定申告の相談や申告に必要な書類などは、相馬税務署または町戸籍税務課までお気軽にお問い合わせください。

【問い合わせ先】 相馬税務署 ☎0244-36-3111（音声案内に従い「0番」を選択してください）
双葉町いわき事務所 戸籍税務課 ☎0246-84-5204

コンビニエンスストアでの証明書発行の停止について

コンビニエンスストア証明書交付システム移行に伴う試験及び作業実施のため、下記日程にてコンビニエンスストアでの証明書発行を停止いたします。あらかじめご承知のほど、よろしくお願いいたします。

- 対象 住民票の写し、印鑑証明書、戸籍事項証明書（戸籍謄本、抄本）、戸籍の附票の写し、所得・課税証明書

- 停止期間

2月 9日(火) 17:00～終日	2月20日(土) 終日
2月10日(水) 終日	2月21日(日) 終日
2月19日(金) 17:00～終日	



【問い合わせ先】 戸籍税務課 ☎0246-84-5204

相馬税務署からのお知らせ

1 スマートフォン・タブレットや自宅のパソコンで確定申告

国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」を利用すれば、お手持ちのスマートフォン・タブレットや自宅のパソコンで、所得税の確定申告書が作成できます。

マイナンバーカード方式

マイナンバーカードとマイナンバーカード対応のスマートフォンを利用して申告！

ID・パスワード方式

IDとパスワードを取得して申告！

※IDとパスワードの発行を希望される場合は、申告されるご本人が顔写真付きの本人確認書類をお持ちの上、お近くの税務署にお越しください。

※申告内容によっては、ご利用いただけない場合もあります。

なお、従来どおり「確定申告書等作成コーナー」で申告書を作成・印刷し、税務署へ郵送等により提出することもできます。[国税庁ホームページ http://www.nta.go.jp](http://www.nta.go.jp)

2 税務署での申告について

各種申告手続、確定申告書等の用紙の請求、その他国税に関するご相談の場合は、福島県内をはじめ全国の税務署で受け付けております。

申告期間中（2月16日から3月15日）は、各税務署管内で別会場を設けていることが多く、今年度は下記の通り「入場整理券」の配付がありますので、事前に最寄りの税務署にお問い合わせの上ご確認等お願いいたします。

福島県内の各税務署

税務署名	電話番号	税務署名	電話番号
相馬税務署	0244-36-3111	白河税務署	0248-22-7111
福島税務署	024-534-3121	須賀川税務署	0248-75-2194
会津若松税務署	0242-27-4311	喜多方税務署	0241-24-5050
郡山税務署	024-932-2041	二本松税務署	0243-22-1192
いわき税務署	0246-23-2141	田島税務署	0241-62-1230

3 令和2年分の所得税等の確定申告書作成会場について

令和2年分の所得税（及び復興特別所得税）、消費税（及び地方消費税）及び贈与税の確定申告期における申告書作成会場は、次のとおり開設する予定です。

- **開設場所** … 『相馬市振興ビル6階』 相馬市中村字塚ノ町65-16
- **開設期間** … 令和3年2月1日（月） から3月15日（月）《土・日・祝日を除く》
- **開設時間** … 午前9時から午後4時

※申告書作成会場の混雑緩和のため、会場への入場には「入場整理券」が必要です。「入場整理券」は、会場での当日配付とLINEによる事前発行があります。（配付方法の詳細は、別途国税庁ホームページ等によりお知らせします）

※「入場整理券」の配付状況に応じて、後日の来場をお願いすることもあります。

※会場の駐車台数には限りがありますので、JR・バス等をご利用ください。

※税務署内には、申告書作成会場を設置しておりませんので、開設期間中に申告書作成会場にお越しください。

日本年金機構からのお知らせ

令和2年分 公的年金等の源泉徴収票の発行について ～ 確定申告まで大切に保管ください ～

令和2年中に厚生年金・国民年金等の老齢または退職を事由とする年金を受け取られた皆さまに、令和2年分として支払われた年金の金額や源泉徴収された所得税額等をお知らせする「令和2年分公的年金等の源泉徴収票」(ハガキ)が日本年金機構から、令和3年1月中旬以降に順次送付されています。源泉徴収票は、確定申告の際に必要な書類となりますので、大切に保管してください。

【問い合わせ先】

ねんきんダイヤル ☎0570-05-1165
※050で始まる電話でおかけになる場合は、
☎03-6700-1165へおかけください。

お問い合わせの際には、基礎年金番号等をお知らせください。

※電話による源泉徴収票の再交付を希望される場合は、発送まで2週間程度かかりますので、お急ぎの方は、最寄りの年金事務所へご相談ください。

【受付期間及び時間】

- ・月曜日 (午前8時30分～午後7時)
- ・火～金曜日 (午前8時30分～午後5時15分)
- ・第2土曜日 (午前9時30分～午後4時)

※月曜日が祝日の場合は、翌日以降の開所日初日に午後7時まで受け付けします。

※祝日(第2土曜日を除く)は、ご利用いただけません。

国民年金保険料の納付は口座振替が便利でお得です

国民年金保険料を口座振替にすると、金融機関等に行く手間と時間が省けるうえ、納め忘れがなくなり大変便利です。

また、当月分保険料を当月末に引き落とすことにより、月々50円割引される早割や、6ヵ月分、1年分、2年分をまとめて前納するとさらにお得になります。

口座振替をご希望される方には申請書を送付させていただきますので、下記までご連絡ください。前納の申込み期限は2月末まで(6ヵ月前納の場合は2月末、8月末)となりますのでお早めにお手続きください。

【令和2年度の場合】(参考)

	現金で納付した場合	口座振替した場合	年間割引
1ヵ月	16,540円	16,490円(当月末振替)	600円(50円×12月)
6ヵ月	99,240円	98,110円(4月30日、11月2日に一括引き落とし)	2,260円
1年	198,480円	194,320円(4月30日に一括引き落とし)	4,160円
2年	397,800円	381,960円(4月30日に一括引き落とし)	15,840円(2年分)

※保険料額、割引額は令和2年度額で計算しておりますので、目安としてお考えください。

※令和3年度の保険料額、割引額は、令和3年2月下旬に日本年金機構ホームページにて告示される予定です。

※前納による納付済期間に厚生年金に加入した場合、未経過の期間にかかる国民年金保険料は、還付申請することができます。

【問い合わせ先】 健康福祉課 国保年金係 ☎0246-84-5205

～教育長メッセージ～

夢と希望のある「学び」へ

2021年(令和3年)も、早1カ月が過ぎました。東京都をはじめ1都10府県に、新型コロナウイルス感染拡大防止のため「緊急事態宣言」が発出、独自に要請する自治体もあり、人の動きをストップさせて接触感染、飛沫感染を低減させることが感染拡大を抑える重要なポイントかと思います。以前、感染症専門の研究者が「新型コロナウイルスは、人と人との接触でしか活性化しない。すなわち、人に会わなければ感染しない」と解説していたのを思い出しました。簡単そうに思えても現代社会情勢では、完全には実行できず、一人一人の自覚と危機意識に委ねるしかないのも事実だと思います。

ただ、これからの季節、インフルエンザとの同時流行も懸念しなければなりません。双葉町の園児・児童・生徒の皆さんもそれぞれの生活拠点において、学校現場はもとより家庭内におきましても改めて基本的な感染症対策の徹底をお願いします。

以前にも述べましたが「感染リスクを低減させるため、想像力を働かせる場面はどういう場面か」について再認識してもらうため、町立学校の先生方にもお願いしたことを下記に載せますので、ご家庭でも参考にしながら話し合ってみてください。

記

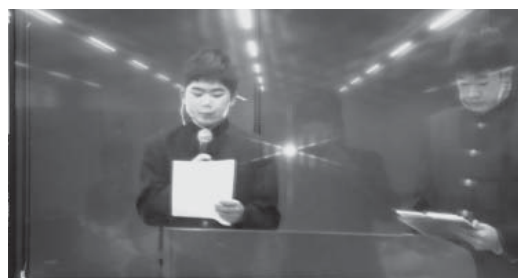
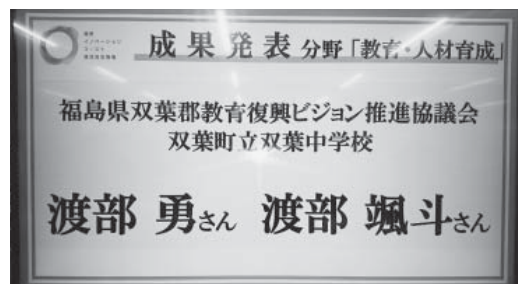
- 1 集団感染のリスクへの対応について、「3密」と「大声」に注意すること。
- 2 マスク着用を徹底すること。マスクを着用できない学習活動の際は、身体的距離を確保すること。
- 3 給食時は、飛沫が飛ばないように、大声での会話を控えたり、机の向きを工夫するなどの対応をすること。
- 4 気温の低下にともない、換気が不十分になり感染拡大することが懸念されるため、暖房使用時においても、換気を定期的に十分行うこと。
- 5 感染者等に対する誹謗中傷をすることがないように継続指導すること。

※福島県教育委員会、令和2年11月通知より再掲

また、生涯学習においては昨年からのコロナ禍により活動が出来なかった悔しい思いを再開へのエネルギーにかえて、今年は「ウィズ・コロナ」という状況の中での活動を踏まえ、感染予防対策に取り組み活動再開のため準備・計画を進めていただきたいと思います。

第5回 福島イノベーション・コースト構想シンポジウム

昨年12月19日(土)に、双葉町産業交流センターを会場に開催されました。浜通り地域等の産業基盤を構築する国家プロジェクトであり、開会あいさつでは、主催者をはじめ、加藤勝信内閣官房長官や内堀雅雄県知事、そして伊澤史朗町長よりあいさつがありました。各企業や大学の研究グループ等が基盤整備のための具体的な取り組みや成果を情報発信し、今後の構想の進展を、みんなで考えるシンポジウムです。双葉郡教育復興ビジョン推進協議会からは「ふるさと創造学サミット」を代表して、双葉中学校が発表しました。テーマは「双葉で引き継がれている伝統」で、双葉中学校で引き継がれている伝統である「せんだん太鼓」の練習の様子や「じゃんがら念仏踊り」に総合学習の中で取り組んだ成果について、生徒代表の渡部勇さん、渡部颯斗さんに堂々と立派に発表していただきました。



双葉町教育委員会教育長 館下 明夫

山田地区で新種のゲンゴロウを発見

双葉町歴史民俗資料館で保存されていたゲンゴロウの標本が、最新の研究で新種であることがわかりました。

この標本は、2010年に山田地区で採集されて標本とされたものです。体長3.5mmの小型のゲンゴロウで、背中のV字の白い模様が特徴です。専門家が調査したところ、従来知られていたコウベツブゲンゴロウとの違いが見つかり、ヒラサワツブゲンゴロウ（和名）と命名されました。双葉町のほかに川内村の平伏沼でも確認されています。

資料館の標本は、正基準標本の学名を記載する論文に引用されたので、従基準標本となります。

現在、アクアマリンいなわしろカワセミ水族館で生体と標本が展示されています。標本は双葉町のものと川内村の従基準標本（パラタイプ）が展示してあります。

ヒラサワツブゲンゴロウ生体 ▶
（アクアマリンいなわしろカワセミ水族館提供）



【問い合わせ先】 教育総務課 生涯学習係 ☎0246-84-5210

▶ 3月10日～13日 追悼復興イベント開催！ ◀ SONG OF THE EARTH 311 -FUKUSHIMA 2021-

東日本大震災から10年の節目にあたり、追悼復興祈念イベントを4日間にわたり開催します。

県内各地の皆さんの思いや子どもたちの夢を込めたキャンドルナイト、大凧揚げのほか、特設ステージでのアーティストライブやマーケット出展、シンポジウムなどを実施予定です。皆さまどうぞお越しください。



（新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえ、内容を変更する場合があります）

と き 令和3年3月10日（水）～令和3年3月13日（土）

と ころ Jヴィレッジ及び東日本大震災・原子力災害伝承館

参加費 無料（申込不要）



【問い合わせ先】 福島県相双地方振興局復興支援・地域連携室

☎0244-26-1115

※各イベントの開催日時および内容等詳細はお問い合わせください。

介護保険のしくみ

介護保険は、40歳以上の方が被保険者となり、介護が必要と認定されたときに介護サービスを利用するしくみです。

介護保険の被保険者

	第1号被保険者	第2号被保険者
対象者	65歳以上の方 	40歳から64歳の医療保険の加入者 
サービスを利用できる方	・要支援状態 ・要介護状態	・要介護（要支援）状態が、老化に起因する特定疾病※による場合に限定

※特定疾病は以下の16種類が定められています。（外傷性のものを除く）

・がん（末期）・関節リウマチ・筋萎縮性側索硬化症・後縦靱帯骨化症・骨折を伴う骨粗鬆症・脊柱管狭窄症・初老期における認知症・進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症及びパーキンソン病・多系統萎縮症・脊髄小脳変性症・早老症・脳血管疾患・閉塞性動脈硬化症・糖尿病性神経障害、糖尿病性腎症及び糖尿病性網膜症・両側の膝関節または股関節に著しい変形を伴う変形性関節症・慢性閉塞性肺疾患

申請方法からサービスを利用するまでの流れ

① 要介護認定の申請

- ・現在、住んでいる市町村の介護保険担当窓口で申請します。
※本人または家族で申請ができない場合は、居宅介護支援事業所や地域包括支援センターなどに代行してもらうこともできます。

② 訪問調査と判定

主治医の意見書
主治医が心身の状態について意見書を作成します

訪問調査
心身の状態を調べるために調査員が自宅等を訪問します。

◎一次判定
調査の結果をコンピューターで判定します。

◎二次判定 介護認定審査会で、どのくらい介護が必要か判定します。

③ 結果通知、保険証の発行

- ・原則として、申請から30日以内に認定結果通知書と介護保険証が送付されます。

④ ケアプランを作成

- ・認定結果にもとづいて、サービスを利用するための計画を立てます。

⑤ サービスの利用

● 要介護認定の判定

要介護認定は、「非該当」と介護保険の対象となる「要支援1・2」「要介護1～5」に分かれています。判定の区分によって、受けられるサービスや利用限度額が異なります。また、認定結果が非該当の方は介護保険を利用することができないため、介護サービスを受ける時の費用は全額自己負担になります。ただし、65歳以上のすべての方を対象にした介護予防事業には参加できます。

● 要支援1・2

要介護状態が軽く、サービスの利用により生活機能が改善する可能性の高い人などです。訪問型や通所型のサービスなどを利用できます。

● 要介護1～5

介護サービスによって、生活機能の維持や改善を図る人などです。在宅又は施設入所での介護サービスを利用することができます。

● 主な介護サービスの種類について

自宅で利用するサービス	訪問介護	介護員が入浴や排泄、食事などの身体介護や家事などの生活援助を行います。	施設に通って利用するサービス	通所介護（デイサービス）	食事や入浴などの支援や機能訓練などを日帰りで提供します。
	訪問入浴	移動入浴車で訪問し、持参した浴槽で入浴介助を行います。		通所リハビリテーション（デイケア）	施設や病院などで、リハビリテーションを行います。
	訪問看護	看護師が健康チェックや療養上の世話をを行います。	自宅での暮らしを支えるサービス	福祉用具のレンタル	日常生活や介護に役立つ福祉用具がレンタルできます。
	訪問リハビリテーション	自宅でリハビリテーションを受けます。		住宅改修	手すりの取り付けや段差解消などの住宅改修を行った場合の費用が一部支給されます。
居住系サービス	特定施設入居者生活介護		有料老人ホームなどに入居している方に日常生活の支援や介護を行います。		
短期間宿泊するサービス	短期入所生活介護（ショートステイ）		施設などに宿泊して、食事や入浴などの支援や機能訓練を行います。		
施設系サービス	特別養護老人ホーム		常に介護が必要で、居宅での介護が困難な方のための施設です。		
	介護老人保健施設		病状は安定しているが、看護や介護が必要な状態で、在宅復帰を目指すための施設です。		

＊ ＊ 介護予防も大切です ＊ ＊

体は使わないでいると、徐々に機能が低下してしまいます。足腰が弱くなると家に閉じこもりがちになり、ますます状態が悪化してしまうことが多くなります。できることはなるべく自分で行い、元気なうちから介護予防を意識することで、自立した生活が続けていくことができます。

参考：厚労省HP「介護保険制度について」

みんなで取り組みましょう！

～免疫力アップのための食生活～

新型コロナウイルス感染症を予防するには、私たち一人ひとりが基本対策を実践し、感染症にかかりにくい体づくりをすることが求められます。食生活でのポイントは、免疫力を高く保つためのバランスのよい食事を心がけることです。

1 自分自身の食生活を見直しましょう

主食（ご飯・パン・めん類）、主菜（魚・肉・卵・大豆製品）、副菜（野菜・海草・きのこ類）がそろったバランスのいい食事をとりましょう。1つの食べ物だけ食べていれば大丈夫！というわけではありません。食べ物が持つ栄養素の作用を高めるためには、さまざまな栄養素が必要です。自分の食生活を振り返ってみましょう。



2 3つの「活」で免疫力を高める食事を心がけましょう

腸活 腸内環境を整える

免疫細胞の約70%は腸に集まっています。腸内環境を整えることは、「免疫力UP」につながります。味噌や納豆・チーズ・ヨーグルトなどの発酵食品は善玉菌が豊富で免疫細胞を増やします。また、善玉菌を増やす作用のある食物繊維やオリゴ糖を多く含む食材を摂るのもおすすめです。食物繊維は水溶性（海藻、納豆など）・不溶性（野菜、きのこなど）のどちらも腸内環境を整えます。

オリゴ糖は、市販されているオリゴ糖製品のほか、大豆・たまねぎ・ねぎ・バナナなどの食材にも多く含まれています。

温活 体を温める

体温が1度下がると免疫力は30%減少するといわれています。体を温める食材（さつまいもや里芋、蓮根などの根菜類、葱や生姜・にんにくなどの香味野菜）を積極的に食べるように心がけましょう。

免疫活 免疫機能を高める

免疫力UP栄養素の代表は「ビタミン類」です。鼻や喉の粘膜の保護作用のあるビタミンA（緑黄色野菜、ウナギなど）、粘膜を正常に保つビタミンC（果物、野菜、芋類など）、血行をよくして冷え症改善に役立つビタミンE（ナッツ類、魚介類、緑黄色野菜など）をうまく食事に取り入れましょう。ビタミンは細胞の老化を予防する抗酸化力を持ち、活性酸素の働きを抑え、免疫細胞を守ります。アンチエイジングにも効果大です。

元気な免疫細胞を作るためには、たんぱく質が必要です。魚・肉・卵・大豆製品をまんべんなく選びましょう。

*免疫力を向上するのは食生活だけではなく、生活習慣も大きく関係があります。適度な運動と十分な休息、ストレスの解消をするなど、バランスのとれた生活を送るようにしましょう。

*これまで同様、新型コロナウイルス感染症対策を行いながら、健康的な生活を継続しましょう。

参考資料：厚労省HP「新型コロナウイルス感染症について」、新潟県栄養士会HP「食と健康に関する情報」

環境省 福島地方環境事務所からのお知らせ ～中間貯蔵施設について～

◇ 中間貯蔵工事情報センターについて

▶ 中間貯蔵施設の様子をバスでご覧いただく見学会を月2回実施しています。

2月は、13日(土)、26日(金)を予定しています。見学のお申し込み・お問い合わせは、中間貯蔵工事情報センター(☎ 0240-25-8377)までお願いします。

◇ 輸送について

双葉町内中間貯蔵施設の受入・分別施設等への輸送の状況は下記のとおりです。

・2020年度は、919,234 m³搬入しています。(2015年からの累計は2,840,877 m³) ※1月13日現在

◇ 保管場及び陳場下交差点の放射線監視

▶ 空間線量率の測定により、除染土壌等の搬入による周辺への影響は見られないことが確認されています。今後もしっかりと安全対策及び放射線の監視を行ってまいります。

▶ 中間貯蔵施設及び周辺モニタリングの結果については、以下のJESCO(中間貯蔵・環境安全事業株式会社)のHPで公表しております。(URL) <http://www.jesconet.co.jp/interim/operation/monitoring.html>



【問い合わせ先】福島地方環境事務所 中間貯蔵部 中間貯蔵総括課 ☎ 024-563-1293

消防署からのお知らせ

STOP! 電気火災

ご自宅の冷蔵庫やテレビなどの 死角となりやすいコンセントを最近見ましたか!?

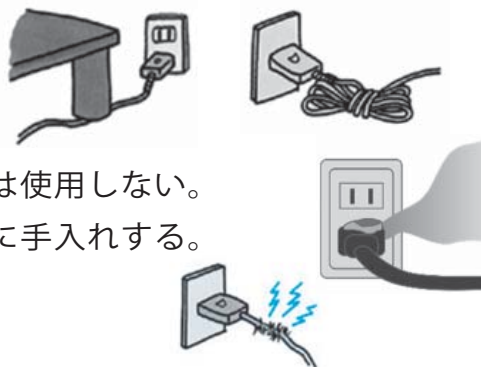
全国的に火災件数は年々減少傾向にありますが、電気火災における件数は横ばいの状態です。私たちが日常生活を送るにあたり電気は必要不可欠なものです。「オール電化住宅だから火災は起きない」と思っている方がいますが、使用方法を誤ったり、使用環境によっては思いがけない火災を引き起こしてしまいます。電気や電気製品の安全な取扱い、適切な管理をして、電気火災を防ぎましょう。

Check
Point

プラグや電気コードの注意点



- ① コードを家具などの下敷きにしない。
- ② コードの位置や状態を点検する。
- ③ コードを束ねて使用しない。
- ④ 被覆が切れて導線が剥き出しのコードは使用しない。
- ⑤ プラグ付近にホコリが溜まらないように手入れする。
- ⑥ 傷みや緩みがあるプラグは使用しない。
- ⑦ コードを引っ張ってプラグを抜かない。



火事と救急は119番 <消防署連絡先>

・浪江消防署 ☎ 0240-34-4111
・富岡消防署 ☎ 0240-22-2119

双葉町社会福祉協議会

～ 2月 健康運動教室・サロン開催のお知らせ ～

こころとからだの健康のため、運動不足を解消しましょう。参加をご希望の方は、事前申し込みが必要となりますので、下記お問い合わせ先へご連絡ください。

● 健康運動教室

会 場	開催日	時 間	問い合わせ・申込先
南東北総合卸センター 2階第6会議室 (郡山市喜久田町卸 1丁目1-1)	① 2月10日(水)、25日(木) ② 2月17日(水) ③ 2月18日(木) のいずれか	13:30～14:30	郡山事務所 ☎ 024-973-5291
福島市老人福祉センター 2階研修室 (福島市仁井田字ハツ割川原 3)	2月16日(火)		

● 社協サロン

会 場	開催日	時 間	問い合わせ・申込先
喜久田公民館 (郡山市喜久田町堀之内字下河原 1)	2月22日(月)	10:00～11:30	郡山事務所 ☎ 024-973-5291

～学生、既卒者の皆さんへ～

ふくしま就職ガイダンスを開催します

令和4年3月新規大学等を卒業予定の方、平成31年3月以降に大学等を卒業(修了)された方を対象に、福島県内に就業場所があり、参加対象学生等を正社員として採用する計画のある事業所の企業説明会を開催します。

是非ご参加ください。

●開催日等

令和3年
3月2日(火) <実施内容> …… ●合同企業説明会 13時～16時
<会 場> …… サンシャインシティ文化会館ビル(東京都豊島区東池袋3-3-1)
<問い合わせ先> … 一般社団法人キャリア支援機構
☎ 024-941-1711

令和3年
3月3日(水)
から7日(日) <実施内容> …… ●合同企業説明会(オンライン) 10時30分～15時30分
<問い合わせ先> … 福島県雇用労政課 ☎ 024-521-7290

令和3年
3月8日(月) <実施内容> …… ●合同企業説明会 10時30分～17時15分
第1部 10時30分～12時30分
第2部 13時～15時
第3部 15時15分～17時15分
<会 場> …… ビッグパレットふくしま(郡山市南二丁目52番地)
<問い合わせ先> … 福島労働局職業安定課 ☎ 024-529-5396

●主 催 厚生労働省福島労働局、福島県

●その他 ①事前にオンラインでの業界研究など就活イベントを行います。また参加事業所は開催1カ月前までに、福島労働局、福島県のホームページで公開します。
②事前にホームページから参加予約をお願いします。
③事業所の人事担当者等が事業概要等の会社説明や、ハローワーク等各機関による職業相談・情報提供等を行います。



厚生労働省福島労働局委託事業「福島雇用促進支援事業」



福島広域雇用促進支援協議会からのお知らせ

【求職者向け】
福島県内への就職相談

あなたのサポーターがここにいる！ 就職活動についての悩みや不安を相談してみませんか？【電話相談】【メール相談】にて、相談員が対応します。



- 電話 … フリーダイヤル：0120-810-650 受付時間：平日9時～12時、13時～16時30分
- メール … ホームページ（<https://fkkoyou.net/>）の専用フォームから24時間受付中

【問い合わせ先】 ホームページ で検索

福島広域雇用促進支援協議会 福島統括窓口（福島市中町4番20号 みんゆうビル202号）
☎ 024-524-2121 FAX 024-524-2125

羽鳥行政区・下羽鳥地区
からのお知らせ

令和元年度羽鳥行政区・下羽鳥地区の総会及び交流会については、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため延期をしておりましたが、未だ収束が見えないため、中止とさせていただきます。

皆さまには、新型コロナウイルス感染予防に留意され、お過ごしください。

羽鳥行政区長 木幡 敏郎

令和2年度
三字行政区総会の書面議決について

今般の新型コロナ蔓延の状況に鑑み、会場での総会開催を断念し、書面で議決をお願いする方法で行うことといたしました。総会資料を送付するにあたり、行政区では全戸の避難先住所を把握しておりませんので、書面議決総会に参加を希望される方は、下記区長の連絡先まで避難先住所をご連絡願います。

令和3年2月20日で締め切ります。

個人情報保護の観点から、行政区で把握できている方と参加希望のお申し出があった方にのみ総会資料をお送りさせていただきます。

三字行政区長 伊澤 和夫 ☎ 090-2989-3818
〒976-0042 福島県相馬市中村字泉町13-1

人のうごき12月分 敬称略

お誕生おめでとうございます

氏名	生年月日	保護者	行政区
高木 蘭子	12月 3日	智志・詩織	下 条

お悔み申し上げます

氏名	年 齢	死亡日	行政区
根本 伯胤	87	11月20日	寺 松
大浦 喜男	85	11月25日	新 山
桑原 邦寿	85	12月11日	下 条
池田 壽子	77	12月14日	長塚一
横山 春子	87	12月15日	長塚二
舘林 隆義	89	12月18日	細 谷

連絡のついた方で、了承の得られた方のみ出生、死亡の方の名前を掲載しています。

なお、掲載を希望しない場合は秘書広報課までご連絡ください。

秘書広報課 ☎ 0246-84-5202



双葉の風だより

全国に避難されている皆さんから寄せられた
お便りの一部をご紹介します

【文芸】	俳句・豪雪地 予報だるまに 友案じ	川柳・一人客 定時に走る 団地バス	短歌・冠雪に ひとときは高き 磐梯は 四方を見下し 見上げられたり	里謡・移動九回 原事故悔し 耐えて暮れる 異郷の地
今泉 禮子（長塚二）				

双葉町民の避難状況（令和2年12月31日現在）

※平成23年3月11日時点の住民基本台帳人口から死亡者を引き、出生者と転入者を加えた人口を示しています。

- ・福島県内に避難されている方 4,021人
- ・福島県外に避難されている方 2,786人

記録として次の世代へ
ふるさと

絆通信

第94号



ずっと、ふるさと。双葉町。



双葉町を忘れない

平成23年3月11日に発生した東日本大震災、そして東京電力福島第一原子力発電所の事故により、私たち双葉町民はふるさと双葉町を離れ、今もなお全国に分かれて避難生活を送っています。

先のない不安な生活の中で、町民の皆さんが毎日をどのような思いで過ごし、ふるさと双葉町への思いを抱き続けているのかを、皆さんの声をお聴きしながら「ふるさと絆通信」として連載しています。

そして「ふるさと絆通信」を通して、皆さんの双葉町への思いと心の絆がより一層深まることを期待いたします。



「ふるさと絆通信」で

あなたの想いを伝えてみませんか。

ふるさと絆通信では、避難されている皆さんへ想いを伝えていただける方を募集しています。

避難生活での活動や日々の生活の中で感じていること、ふるさと双葉町への想いをこのコーナーでお話ください。双葉町民の方ならどんなでも結構ですので、ご連絡をお待ちしています。

株式会社鹿島印刷所（南相馬市）の記者が町民の皆さんの避難先を訪問し、インタビュー取材をさせていただきます。

掲載する文章は、その内容をもとに記者が作成しますので、インタビューをお受けいただいた方が文章を作成する必要はありません。

【問い合わせ先】 秘書広報課

☎ 0246-84-5202



はらいかわ まさみち
萩川 正道 さん

(新山)



●避難先●
福島県いわき市

当たり前だった「地元での生活」

小学6年のとき大熊町から双葉町に移り住んで以来、震災まで町を離れて生活したのは、大学生生活後半の約2年間ほどです。この約2年間も学校があるいわき市内での生活だったため頻繁に双葉町と行き来する、今でいう「二拠点居住」だったのかもしれない。そのため、仕事の出張等で留守にすることはあっても、生活拠点が双葉郡外となったのは、震災後のこの約10年間で初めてとなりました。

震災後は避難所や親類宅を経て勤務先の本社がある川崎市内に落ち着きましたが、日常生活の利便さはある反面、それまで普通だと思っていた故郷のきれいな空気や緑豊かな風景はなく、外に洗濯物を干せばほこりまみれになるなど、将来が見通せない中、都会生活を楽しむようなことはできませんでした。

違った雰囲気にも包まれた故郷

原発関連の会社に勤務していたため、避難の数カ月後には仕事に復帰し、福島県内への単身赴任生活となりました。震災前、出張から戻る道中、双葉町までの距離を示す道路標識の数字がだんだん小さくなっていくにつれて、心が休まるようでした。しかし、震災後は、人々の生活感が消えてしまった町並みに、不安と緊張の入り混じっ

た表現し難い複雑な気持ちでしたが、少しでも復興の一助になればという思いで仕事に取り組みました。

「まちづくり」に希望を感じ

仕事で故郷通いを始めて8年目を迎えた頃、いわき市に自宅が完成したため、妻子共々県内への帰還となりました。平成31年3月、まちづくり会社・(一社)ふたばプロジェクトが発足したことをきっかけに、再び賑わいを取り戻すことにチャレンジしたいと心を動かされ、同年8月に職員として採用されました。「官民連携・協働によるふるさとふたばづくり」を目標として本格的に仕事を始めましたが、今でも全てがゼロからの出発で手探り状態です。また、町の状況や復興に係る情報発信なども行っていますが、施設のオープンや供用開始、イベントの開催に伴い「予定」という2文字を消していく度に、復興に向けてまた一歩前進したと感じられるようになりました。

現在、いわき市内にある事務所に勤務していますが、業務により週に数回JR旧双葉駅舎での勤務になることもあります。立ち寄られた町民の皆さんと「今どこさいんだ、父ちゃん、母ちゃんなじよしてる…」という具合に、お互いの近況など、懐かしい話題に会話が弾むことも多くなりました。

今月のベストスマイル



「双葉ダルマ販売」で福田一治さん（下長塚）の笑顔です。

編集後記

今月の表紙は、双葉町産業交流センターにおいて町民有志の方々により開催された「双葉ダルマ販売」での一場面です。震災後初の双葉町内で双葉ダルマの販売となり、新型コロナウイルス感染症対策を徹底しながら屋外で開催され、多くの方が双葉ダルマを手にとっていました。当日の様子は今後、コミュニティ情報紙「ふたばのわ」でお知らせする予定です。

昨年末から今年にかけての年末年始は、新型コロナウイルス感染症感染予防のため、全日家で過ごしました。本来であれば1月3日は令和3年双葉町成人式で新成人の皆さまの新たな門出を取材させていたか予定でした。成人式は延期となってしまうましたが、皆さまの華やかな晴れ姿を写真に収めることのできる日まで取材等の準備をしたいと思います。成人の日を迎えられました新成人の皆さま、皆さまをこれまで育ててきたご家族の皆さま、ご成人誠におめでとうございます。



連絡先

- **いわき事務所**
〒974-8212
福島県いわき市東田町二丁目19-4
☎ 0246-84-5200
FAX 0246-84-5212
✉ futaba@town.futaba.fukushima.jp
- **郡山支所**
〒963-8024
福島県郡山市朝日一丁目20番2号
☎ 024-973-8090
FAX 024-933-5120
✉ fukushima@town.futaba.fukushima.jp
- **埼玉支所**
〒347-0105
埼玉県加須市騎西36番地1 加須市騎西総合支所2階
☎ 0480-53-7780
FAX 0480-53-7266
✉ saitama@town.futaba.fukushima.jp
- **コミュニティーセンター連絡所（午前9時～午後4時）**
〒979-1471
福島県双葉郡双葉町大字長塚字町西39-22
☎ 0240-23-0051
FAX 0240-23-0052
- **南相馬連絡所（午前8時30分～正午、午後1時～午後5時15分）**
〒975-0039
福島県南相馬市原町区青葉町2-62-2
（浪江町役場南相馬出張所内2階）
☎ 0244-32-1275
FAX 0244-32-1277
- **つくば連絡所（月・火・水 午前9時～午後5時）**
〒305-0044
茨城県つくば市並木3丁目1 551棟
☎/FAX 029-854-7511

- **双葉町公式ホームページ**
<https://www.town.fukushima-futaba.lg.jp/>
- **双葉町公式YouTubeチャンネル**
<https://www.youtube.com/user/futabakoho>

- **双葉町復興ポータルサイト**
<https://www.futaba-fukkou.jp/>
- **双葉町公式ブログ「ブログふたばのわ」**
<https://futabanowa.wordpress.com/>

